

## 「瑞浪市子ども発達支援センターぽけっと」について

**通所支援事業所** ……児童福祉法 岐阜県より指定

\*職員体制……管理者・児童発達管理責任者(兼務)1名 指導員7名(内非常勤2名)

### ◇「児童発達支援」

#### ◎療育支援

※乳幼児対象 一日3単位実施(支給量→未満児:月12回 就園児:月6回) 月、火、木、金曜日

- ・個別・小集団指導(個のニーズに合わせた療育支援)
- ・集団適応支援(各種行事、グループ活動、体験学習等)

#### ◎園(子育て支援課)との連携

- ・園訪問(園生活の様子の把握、支援方法の共有、検討) ※年1回
- ・新入園児情報提供(発達実態や支援方法について)
- ・個別ケース検討

### ◇「放課後等デイサービス」

#### ◎療育支援

※児童発達支援・修了児(小1~3)対象(支給量→月2回) 水曜日

- ・グループ支援・主体的活動 仲間遊び ⇒ コミュニケーション、気持ちの安定・充実
- ・就学移行支援、環境適応支援

#### ◎学校(教育委員会)との連携

- ・学校訪問(児童発達支援修了の新1年生と、放デイ通所児に関する学校生活の把握) ※年1回
- ・学校連絡会(通所・相談の新入学児童に関する情報提供、支援方法検討) ※年1回
- ・個別ケース検討

### ◇「保育所等訪問支援」

※通所が困難と認められた児童対象 ※発達の遅れや障害がある児童への集団適応支援

◎訪問しての支援(児童 保護者 スタッフ支援)

### <個別支援計画作成>

- ・療育支援を実施する為に必要な計画の作成(利用開始時作成→以降6カ月毎)
- 保護者モニタリング、アセスメント後、計画作成 → 個別支援計画作成会議

### <療育相談>

- ・通所に向けての相談(相談からの引継ぎ) 支援修了児の事後相談等

### <保護者支援・家庭支援>(親の会活動支援)

- ・各種行事(お楽しみ会、夏祭り、遠足、クリスマス会等)
- ・学習会(福祉サービス、入園、就学等)

- ・学校見学 ※就学先の小学校を保護者と見学
- ・保護者座談会(保護者同士の繋がり支援、ピアカウンセリング)
- ・事業所内相談(保護者への聴き取り、就学、入学等、必要時の相談等)

### 相談支援事業所

…児童福祉法 障害者総合支援法 瑞浪市より指定

\*職員体制…管理者・相談支援専門員(兼務)1名、相談支援専門員(非常勤)1名、相談員2名(非常勤)

### ◇「指定障害児相談支援・指定特定相談支援」(対象18歳まで)

◎障害児支援利用計画作成 ⇒ 児童発達支援、放課後等デイサービス等、通所支援利用の際に必要な

◎サービス等利用計画作成 ⇒ 短期入所等、障害福祉サービスの利用の際に必要な  
(アセスメント)

- ・保護者、子どものニーズ・発達状況の把握 サービス利用の意向等、聴き取り
- ・親子の生活環境の把握

(計画作成) ※1年ごと、又は必要に応じて

- ・課題の整理、目標の設定
- ・福祉サービスの設定 → 事業所とのサービス利用調整

(モニタリング) ※新規:利用開始から3ヶ月→継続モニタリング6ヶ月毎 (サービス終了時)

- ・サービス状況の確認

\*ライフステージにわたる支援計画 \*地域生活支援 \*地域の社会資源の考察

\*関係機関(園、学校、事業所等)との連携…必要に応じてサービス調整、ケース会議等

### ◇「発達相談」

◎電話相談 ⇒ 電話にて相談内容の聴き取り ⇒ 電話のみで対応(アドバイス、関係機関の紹介等)  
⇒ 相談受付、来所予約

◎来所相談 ⇒ 必要に応じた相談回数(月1~2回)または(随時)

⇒ 個のニーズに応じて通所支援につなげる(当センター、他事業所)

⇒ // 医療機関等を紹介

⇒ 必要に応じて、学校・園等に繋ぐ

(集団生活の様子を把握、支援方法の共有)

(家庭環境、保護者ニーズ等を共有)

◎訪問相談(園、子育て支援センター等)

・園(年1回)…計画相談利用児、来所相談児、新規相談児

・子育て支援センター(年2回)…子どもの発達、子育てに関する相談、当センターの紹介

・学校(年1回)…計画相談利用児、来所相談児